

# 川筋景観の保全に向けて

## 浅野川区域

犀川や浅野川沿いでは、金沢の美しい都市景観に潤いを与えるとともに、金沢の特徴的な地形や街並みを望むことができます。また、金沢の歴史や生活、生業等により育まれた文化的活動を支える場ともなっています。

本市では、水と緑に彩られた風情と趣きある川筋景観を保全・創出することで、本市の個性と魅力を磨き高め、貴重な財産として後代に継承することを目指します。



### ●行為の届出について

川筋景観保全区域内での行為をする場合は、事前に届出が必要となります。

(景観計画区域内行為の届出があった場合等は、保全区域内で行為の届出があったものとみなします。)

- 1 建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 2 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
- 3 木竹の伐採
- 4 物件の堆積
- 5 広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転、修繕若しくは色彩の変更

※以下の行為には適用されません。

(1)通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が定めるもの (2)非常災害のため必要な応急措置として行う行為

### ●お問合せ先

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所 都市整備局 景観政策課

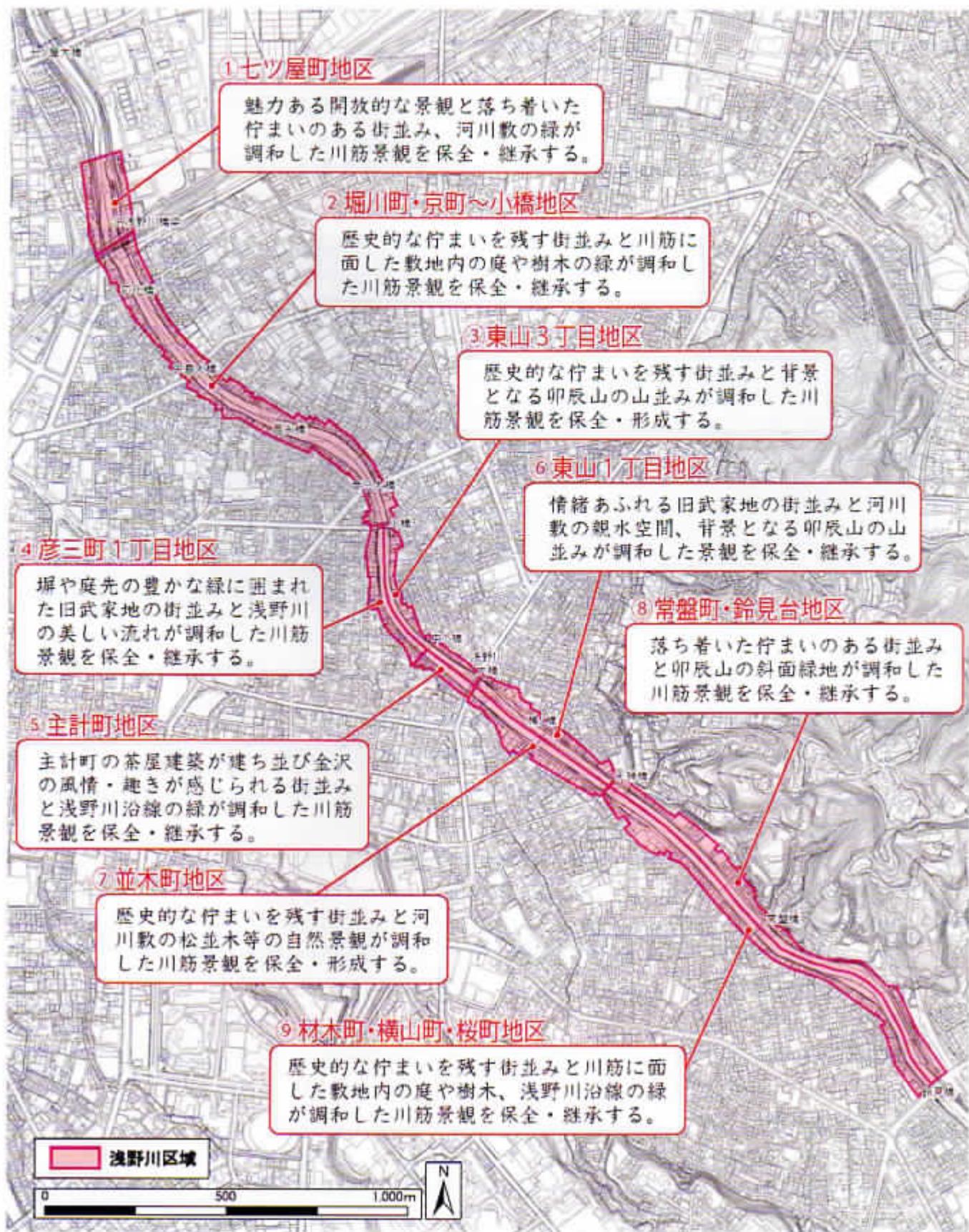
TEL : 076-220-2364 FAX : 076-224-5046 MAIL : [keikan@city.kanazawa.lg.jp](mailto:keikan@city.kanazawa.lg.jp)

金沢市

## ●浅野川の川筋景観保全方針

◇浅野川の織細で情緒が漂う流れと川沿いの歴史的な街並みの景観が調和した川筋景観を保全・継承する。

## ●地区別の川筋景観保全方針



## ●地区別の景観特性

①七ツ屋町地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浅野川の清流と緩やかな蛇行に沿った景観の変化</li> <li>・川筋に面した敷地内の庭や樹木の緑</li> <li>・中低層の建築物が建ち並ぶ街並み</li> <li>・河川敷の遊歩道</li> </ul>
②堀川町・京町 ～小橋地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浅野川の清流と緩やかな蛇行に沿った景観の変化</li> <li>・黒瓦屋根を主とした落ち着いた住宅地の景観</li> <li>・川筋に面した敷地内の庭や樹木の緑</li> <li>・浅野川に架かる特色ある橋（応化橋、中島大橋、昌永橋、彦三大橋、小橋）</li> </ul>
③東山3丁目地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浅野川の清流と緩やかな蛇行に沿った景観の変化</li> <li>・黒瓦屋根を主とした落ち着いた住宅地の景観</li> <li>・川筋に面した敷地内の庭や樹木の緑</li> <li>・背景に見える卯辰山の斜面緑地</li> <li>・浅野川に架かる特色ある橋（小橋、中の橋、浅野川大橋）</li> <li>・登録有形文化財の「火の見橋」</li> </ul>
④彦三町 1丁目地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浅野川の清流と緩やかな蛇行に沿った景観の変化</li> <li>・旧彦三一番丁・母衣町こまちなみ保存区域の街並みや石積み</li> <li>・川筋に面した敷地内の庭や樹木の緑</li> <li>・浅野川に架かる特色ある橋（小橋、中の橋）</li> <li>・連続した石積護岸</li> </ul>
⑤主計町地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浅野川の清流と緩やかな蛇行に沿った景観の変化</li> <li>・川の風情を楽しむ3階建ての茶屋建築が建ち並ぶ街並み</li> <li>・浅野川に架かる特色ある橋（中の橋、浅野川大橋）</li> <li>・主計町緑水苑の緑や街路樹の緑</li> </ul>
⑥東山1丁目地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浅野川の清流と緩やかな蛇行に沿った景観の変化</li> <li>・旧御歩町こまちなみ保存区域の街並み</li> <li>・背景に見える卯辰山の斜面緑地</li> <li>・川筋に面した敷地内の庭や樹木の緑</li> <li>・浅野川での友禅流し</li> <li>・散策や花見等の憩いの場としての河川敷の生活景観</li> <li>・浅野川に架かる特色ある橋（浅野川大橋、梅ノ橋、天神橋）</li> <li>・連続した石積護岸</li> </ul>
⑦並木町地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浅野川の清流と緩やかな蛇行に沿った景観の変化</li> <li>・県指定天然記念物の松並木</li> <li>・浅野川に架かる特色ある橋（浅野川大橋、梅ノ橋、天神橋）</li> <li>・浅野川の自然豊かな親水景観</li> </ul>
⑧常盤町・ 鈴見台地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浅野川の清流と緩やかな蛇行に沿った景観の変化</li> <li>・浅野川に架かる特色ある橋（天神橋、常盤橋、鈴見橋）</li> <li>・浅野川の自然豊かな親水空間</li> <li>・川筋に面した川岸園、常盤町緑地の緑</li> <li>・背景に見える卯辰山の斜面緑地</li> </ul>
⑨材木町・横山町・ 桜町地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浅野川の清流と緩やかな蛇行に沿った景観の変化</li> <li>・浅野川に架かる特色ある橋（天神橋、常盤橋、鈴見橋）</li> <li>・川筋に面した敷地内の樹木、静明寺境内等の豊かな緑</li> <li>・散策等の憩いの場としての河川敷の生活景観</li> <li>・黒瓦屋根を主とした低層住居が建ち並ぶ街並み</li> </ul>

## ●助成制度

- ・川筋景観の保全に関わる事業を行う場合、下記の制度を利用することができます。

項目	補助内容	補助率	限度額
屋 根	・黒の日本瓦葺きによる屋根の改修工事	50%	50万円
屋外広告物	・屋上広告物等の撤去工事	90%	100万円
緑 化	・河川側から望見できる中高木の植栽	70%	30万円
そ の 他 (梅ノ橋から中の橋 までの区間に限る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上、壁面の既存屋外設備を格子等で隠しする工事</li> <li>・推奨色*を採用した外壁の改修工事</li> </ul>	50%	50万円

## ●川筋景観保全基準

美しい川筋景観保全に関する事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>○四季によって移り変わる浅野川の美しい川筋景観を保全・形成する。</li> <li>○地域の自然や歴史、生活・生業等により育まれた川筋の文化的活動を保全・継承する。</li> <li>○水と緑に彩られた潤いと安らぎを感じられる川筋景観を保全・形成するために、河川等の管理に配慮のうえで積極的な緑化に努める。</li> <li>○川の風情と趣きのある川筋景観を活かした建築計画に努める。</li> <li>○夜間においても、川筋の魅力や趣きが感じられる美しい夜間景観の形成に配慮する。</li> <li>○浅野川大橋の上下流では、橋の象徴性を考慮し、周辺からの見え方に配慮する。</li> </ul>
建築物及び工作物に関する事項	高さ（規模）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○川筋の街並みや背景となる斜面の緑への影響を考慮し、街並みとの調和や連続性に配慮した高さとする。</li> </ul>
	配置（位置）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川に面する建築物の壁面は、圧迫感を感じさせない配置となるよう配慮する。</li> <li>○川筋の街並みや開放的な眺望との一体感に配慮した配置とする。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外壁の色彩は、川筋景観との調和に配慮し、茶・ベージュ・グレー系で中低明度・低彩度の落ち着いた色彩とする。</li> <li>○外壁の色彩は推奨色*の採用に努める。</li> </ul>
	形態意匠（意匠及び形態）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○川筋の街並みの連続性を意識した形態意匠の採用に努める。</li> <li>○太陽光発電設備等は、河川沿いや対岸等から望見できる場所に設置しないよう努める。</li> <li>○勾配屋根は黒の日本瓦葺の採用に努める。</li> </ul>
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川沿いや対岸等から直接見えにくい場所に配置する。</li> <li>○やむを得ず河川側に設置する場合には、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、周辺からの見え方に配慮する。</li> </ul>
	配置（位置）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川沿いや対岸等の周辺から見た場合、違和感を与えることなく、街並みから突出しないような配置、規模とする。</li> <li>○携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり河川沿いや対岸等から見えにくい場所に配置する。</li> </ul>
宅地その他の土地の形質に関する事項	塀・垣・さく等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○川筋景観との調和に配慮し、ブロック塀等の使用は避け、生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置に努める。</li> </ul>
	土地の形質等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○石垣等の歴史的構造物が敷地内に存在する場合は、保全するよう努める。</li> </ul>
工作物等	擁壁・のり面等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺の街並みや自然環境と調和した石積による修景に配慮する。</li> </ul>
	路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川側に面する部分は、周辺の景観との調和に配慮し、生垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景に努める。</li> </ul>
緑化に関する事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然景観と調和した緑豊かな川筋景観を創出するため、敷地内の河川沿いに積極的に緑化空間を設置するよう努める。</li> <li>○河川に面する部分に郷土種や周辺の植生に合った中高木を1本以上植栽するよう努める。</li> <li>○敷地条件等により、やむを得ず河川側に緑化空間を設けることができない場合は、積極的に植木鉢やプランター等による緑化に努める。</li> </ul>
広告物等に関する事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋上広告物は設置しない。ただし、下屋の上に設置するものについては、この限りでない。</li> </ul>
敷地利用	外構付属物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、河川沿いや対岸等からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。</li> </ul>
公共空間		<ul style="list-style-type: none"> <li>○良好な川筋景観を保全するために、公共空間の適正な環境整備を行うよう努める。</li> <li>○橋梁については、河川沿いや周辺からの見え方に配慮するとともに、周辺の街並みとの調和を図るよう努める。</li> </ul>

推奨色\*とは、「金沢市景観指針」に示されている推奨色をいいます。